

受付 番号	種 目 番 号	連 絡 先	委託担当
			健康福祉局生活福祉部生活支援課 ふ り が な 担当者名 電 話045-671-2404

設 計 書

1 委 託 名 生活保護費窓口支給に係る警備業務委託2 履 行 場 所 鶴見区役所生活支援課ほか16か所3 履行期間 ☒ 期間 令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 9 年 3 月 31 日 まで
又は期限 ☐ 期限 年 月 日 まで4 契約区分 ☐ 確定契約 ☒ 概算契約5 その他特約事項

6 現 場 説 明 ☒ 不要
☐ 要 (月 日 時 分 場所)7 委 託 概 要
各庁舎での混乱等を未然に防ぎ、庁舎の秩序と安全を確保するため、
警備業務を委託するもの。

8 部 分 払

■ す る (12回以内)

□ し ない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 行 予定月	数 量	単 位	単 価	金 額
警備業務	4 月	(1)	月	1, 175, 000	(1, 175, 000)
警備業務	5 月	(1)	月	1, 175, 000	(1, 175, 000)
警備業務	6 月	(1)	月	1, 175, 000	(1, 175, 000)
警備業務	7 月	(1)	月	1, 175, 000	(1, 175, 000)
警備業務	8 月	(1)	月	1, 175, 000	(1, 175, 000)
警備業務	9 月	(1)	月	1, 175, 000	(1, 175, 000)
警備業務	10月	(1)	月	1, 175, 000	(1, 175, 000)
警備業務	11月	(1)	月	1, 175, 000	(1, 175, 000)
警備業務	12月	(1)	月	1, 175, 000	(1, 175, 000)
警備業務	1 月	(1)	月	1, 175, 000	(1, 175, 000)
警備業務	2 月	(1)	月	1, 175, 000	(1, 175, 000)
警備業務	3 月	(1)	月	1, 175, 000	(1, 175, 000)

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む。

委 託 代 金 額

(¥ 1 5 , 5 1 0 , 0 0 0 . -)

内 訳 業 務 価 格

(¥ 1 4 , 1 0 0 , 0 0 0 . -)

消費税及び地方消費税相当額

(¥ 1 , 4 1 0 , 0 0 0 . -)

内 訳 書

名 称	形状寸法等	数 量	単位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
警備業務	8 : 45 ～12 : 00	(72)	ポスト	14,000	(1,008,000)	
	8 : 45 ～15 : 30	(324)	ポスト	25,000	(8,100,000)	
	8 : 45 ～17 : 00	(156)	ポスト	32,000	(4,992,000)	
小計					(14,100,000)	
消費税及び 地方消費税 相当額					(1,410,000)	
合計					(15,510,000)	
以下余白						

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む

生活保護費窓口支給に係る警備業務委託 仕様書

1 業務名

生活保護費窓口支給に係る警備業務委託

2 委託業務の目的

生活保護費窓口支給は資金前渡により、生活保護費を受給者へ支給する。

支給に際して、区生活支援課事務係職員が多額の現金を扱うため、警備業務を委託により実施することで、各庁舎での混乱等を未然に防ぎ、庁舎の秩序と安全を確保するものである。

3 警備方法

警備員による有人警備

4 警備業務実施場所

原則、以下の17か所とする。ただし、各庁舎内に実施場所の確保ができなかった場合は、各庁舎付近で本市が指定する場所に設置するものとする。

No.	名 称	所 在 地
1	鶴見区役所	鶴見区鶴見中央三丁目 20 番 1 号
2	神奈川区役所	神奈川区広台太田町 3 番地 8
3	西区役所	西区中央一丁目 5 番 10 号
4	中区役所	中区日本大通 35 番地
5	港南区役所	港南区港南四丁目 2 番 10 号
6	保土ケ谷区役所	保土ケ谷区川辺町 2 番地 9
7	旭区役所	旭区鶴ヶ峰一丁目 4 番地 12
8	磯子区役所	磯子区磯子三丁目 5 番 1 号
9	金沢区役所	金沢区泥亀二丁目 9 番 1 号
10	港北区役所	港北区大豆戸町 26 番地 1
11	緑区役所	緑区寺山町 118 番地
12	青葉区役所	青葉区市ヶ尾町 31 番地 4
13	都筑区役所	都筑区茅ヶ崎中央 32 番 1 号
14	泉区役所	泉区和泉中央北五丁目 1 番 1 号
15	栄区役所	栄区桂町 303 番地 19
16	戸塚区役所	戸塚区戸塚町 16 番地 17
17	瀬谷区役所	瀬谷区二ツ橋町 190 番地

5 配置人数

上記 4 に記載の各実施場所に警備員を指定日及び指定時間に 1 ポストずつ配置すること。

6 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

7 警備業務実施日及び時間

(1) 警備業務実施日

毎月1～4日間（月～金曜日（祝日を除く））

※上記6に示す契約期間のうち、毎月各区が指定する日に警備業務を実施すること。具体的な年間実施日は令和8年3月に別途通知する。

(2) 警備業務実施時間

従事場所により、下記の実施時間とする。

なお、定例支給日は月初に17区同日に実施され、追給支給日は月に1～2度、各月中旬～下旬に区により異なる日に実施される。

従事時間が午前中（正午まで）の場合は休憩なし、午前～午後にまたがる場合は休憩1時間を含む。

No.	名 称	定例支給日	追給支給日	備考
1	鶴見区役所	8:45 - 15:30	8:45 - 12:30	
2	神奈川区役所	8:45 - 15:30	8:45 - 15:30	
3	西区役所	8:45 - 15:30	8:45 - 15:30	
4	中区役所	8:45 - 17:00	8:45 - 17:00	定例支給日の前日も8:45-17:00希望
5	港南区役所	8:45 - 12:00	不要	
6	保土ヶ谷区役所	8:45 - 15:30	8:45 - 12:00	
7	旭区役所	8:45 - 15:30	不要	
8	磯子区役所	8:45 - 17:00	8:45 - 17:00	
9	金沢区役所	8:45 - 15:30	8:45 - 15:30	
10	港北区役所	8:45 - 15:30	8:45 - 15:30	
11	緑区役所	8:45 - 15:30	8:45 - 15:30	
12	青葉区役所	8:45 - 17:00	8:45 - 17:00	
13	都筑区役所	8:45 - 12:00	不要	
14	泉区役所	8:45 - 15:30	8:45 - 15:30	
15	栄区役所	8:45 - 17:00	8:45 - 17:00	
16	戸塚区役所	8:45 - 15:30	8:45 - 15:30	
17	瀬谷区役所	8:45 - 15:30	8:45 - 15:30	

8 業務の内容

(1) 各庁舎内の生活保護費の袋詰め作業場所、支給場所及びその周辺における警備

- ・危険行為や迷惑行為、暴力行為、破壊行為等への初期対応及び施設管理者への通報
- ・上記のような事件・事故発生時のスタッフ及び来庁者の安全確保
- ・各庁舎内の警備場所については、警備を行う当日、施設管理者から指示を受けること。

(2) 現金運搬時における盗難等の事故の発生を警戒する警備

- ・資金前渡を受領、精算する際に担当者同行すること。
- ・現金袋詰め作業場所や支給会場に運搬する際に担当者同行すること。
- ・その他、本市担当者の指示を受けた際には同行すること。

(3) その他

- ・日報の提出等による業務終了報告
- ・その他、本市担当者の指示事項

9 警備業務実施事項

(1) 警備員の資格等

警備業務法上の警備員教育を受講した警備員で、当該業務を遂行するためにふさわしい、誠実で責任感があり、身体の強健な者であること。また従事中は原則立っていられること。

(2) 服装等

- ア 公安委員会届出の制服を着用すること。
- イ 勤務当日に施設管理者が支給する名札を携帯すること。

(3) 装備資機材

受託者は、次の資機材を用意すること。

- ア 連絡体制を確保するために必要な性能を有する機材を、必要台数用意する。
- イ その他、警戒棒等必要な装備資機材等

(4) 守秘義務

受託者は、個人情報情報の漏洩、滅失及び毀損の防止その他個人情報情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。また、当該業務に従事するものは業務上知り得た個人情報及び秘密を第三者に漏らしてはならない。これは、契約の解除及び契約期間満了後においても同様とする。

(5) その他

- ア 事件・事故が発生した場合は、施設管理者の指示に従うとともに、施設管理者と連携して初期対応等にあたること。
- イ やむを得ない事情により専任従事者が欠勤になる場合は、速やかに横浜市健康福祉局生活支援課及び従事区生活支援課へ連絡し、代替の臨時従事者を派遣すること。なお、臨時従事者についても可能な限り固定とすること。
- ウ 臨時従事者が派遣される場合も警備の概要説明は受託者が行うこと。

10 業務に要する経費の負担区分

この仕様書に基づく警備業務を行うにあたり必要な警備員の装備資機材、通信費、交通費等の諸経費は、受託者の負担とする。

11 保険の加入

- (1) 労働災害保険に加入し、労働安全衛生に関する法令を遵守すること。
- (2) 賠償責任保険に加入し、対人賠償、対物賠償のそれぞれにつき損害賠償能力を保有すること。

12 その他

- (1) 施設管理者の連絡先は契約締結後に委託者が受託者に連絡する。
- (2) 休憩場所、更衣室の有無等については契約締結後に委託者が受託者に連絡する。
- (3) 警備員は、居住区以外の区で警備業務を実施する。
- (4) この仕様書に定めのない事項又は本仕様書の解釈に疑義が生じたときは、その都度、委託者と受託者が協議のうえ決定し、誠実に履行するものとする。

以上